

道路交通法に係る処分基準の改定概要

1 趣旨

令和4年4月に公布された道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号。以下「改正法」という。）については、道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和4年政令第303号）により、令和4年10月1日から施行され、安全運転管理者を選任する自動車の使用者の義務等に係る規定等が整備されたことから、処分基準の改定を行うものである。

2 主な改定内容

（1）処分基準「安全運転管理者等解任命令」の新設

安全運転管理者の解任に係る命令について、必要な処分基準を新設するもの

（2）処分基準「自動車の使用者に対する是正措置命令」の新設

改正法の施行に伴い、自動車の使用者に対する是正のために必要な措置をとるべき命令について、必要な処分基準を新設するもの

（3）その他所要の改定

3 施行期日

令和5年1月1日